

令和6年第1回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 3 7 号	受理年月日	令 5 . 11 . 24
件 名	明和小・中学校の一貫校化の動きについて地域住民・団体が十分な議論をできる場を求めることについて		
結 果	令和 6 . 3 . 18 第 1 回定例会で不採択		
付託委員会	市民文教委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、明和小・中学校の一貫校化の動きについて、1項＝市教委は、当事者である保護者や教職員はもちろんのこと、地域住民、団体に十分な周知を行い、意見交換ができる説明会を行うこと。2項＝地域住民みんなが納得できる議論の結果を踏まえ、市教委は将来のことを決めること。以上の点について要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、1項＝令和5年3月に明和まちづくり協議会代表と明和小・中学校PTA代表の連名で提出された小中一貫校の設置に関する要望書を受け、教育委員会において検討を開始し、同年7月に地域PTA、同年9月に明和小・中学校運営協議会において意見交換等を行っている。また、同年6月から9月にかけては、陳情提出者である団体の代表の方が代表を務める「希望に満ちた明和を作る会」と2回の説明・意見交換を行うとともに、文書での質問に対しても回答している。なお、同年10月には同運営協議会から、義務教育学校の設置に向けた施策の推進を求める文書が提出されている。

2項＝教育委員会においては、これまで地域住民や団体等に丁寧な説明を行ってきたと考えている。また、地域を代表する団体やPTA等による意思決定により要望書等が提出されていることから、地域住民の相応の理解や合意が得られたものと考えており、明和小・中学校において、9年間を見据えた系統的な教育が行える小中一貫教育を前提とした対応を考えている。なお、今後についても、必要に応じて、将来の児童生徒数の推移や学校規模適正化等の必要性についての説明を行っていきたいと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「1点目に、明和小・中学校の一貫校化の検討について、これまでの教育委員会や地域での取組が披瀝されたが、それでもなお、反対の方々が一定数いる現状から、賛成・反対の判断に至る理解が十分に得られていないこと。2点目に、陳情書には、「地域住民みんなが納得できる議論の結果を踏まえ、市教委は将来のことを決めること」とあり、小中一貫校化は、地域の重要な未来を決定するものであることから、地域住民が十分に理解した上で判断する必要があり、進め方が拙速であること。3点目に、地域からの要望による説明会では、主張の違い

によって参加する住民や受け止め方の違いが出てくる懸念があることから、教育委員会が主体的に説明・意見交換をする場が必要と考えること。以上のような理由から、本件については採択したい」という意見、「陳情書には、「当事者である保護者や教職員はもちろんのこと、多くの地域住民が明和まちづくり協議会が提出した要望書の内容や小中一貫校がどのようなものかを知らされていない現状である」とあり、その後段には「是非を検討するための十分な情報が与えられないまま」とあることから、経過等について当局に確認したところ、その事実が確認できなかったこと、また、教育委員会として意見交換や文書での回答を実際に行っていることが確認できたことから、本件については不採択としたい」という意見、「教育委員会は、今後も必要に応じて説明を行っていきたいと述べていること、また、陳情書には「市教委は将来のことを決める」とあるものの、明和小・中学校の一貫校化については、地域住民の合意があって成り立つということが非常に大きなところであると考えることから、本件については不採択としたい」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。